

会議録

名称	平成30年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成30年10月1日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	<p>（委員）浅田、植野、大石、岡田、前田、宮内、河野、いいじま、石川、西崎、伊藤、矢口、福谷、篠塚、関本、デラトロベ、野田</p> <p>（区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、子育て支援課、保育課、道路管理課、土木工事課、みどりと公園課</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料</p> <p>&lt;席上配付資料&gt; 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第15期）</p>
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項 （1）学童保育システムの更改等に伴う保守等の外部委託に係る個人情報の取扱いについて （2）都道淡島通りと立体交差する区道への防犯カメラ設置に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>3 その他</p>
発言の記録	別紙のとおり

<平成30年度第3回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>それでは、定時になりましたので、審議会を始めたいと思います。</p> <p>今日は、15期の審議会の最後の会合になります。幸い、諮問事項は2点ですので、ある程度落ち着いた話ができるかと思えます。</p> <p>始める前に一言、いつもながらのことですけど、お願いしておきたいと思えます。できるだけ簡潔に、それから大きな声でご発言をいただきたいということ。これは委員の皆様だけではなく、事務局にもお願いをしておきたいと思えます。</p> <p>では、始める前に、事務局から出席状況、傍聴の有無、その他についてご報告いただきたいと思えます。お願いいたします。</p>
区側	<p>では、広報課から説明いたします。本日の出席状況ですが、ご欠席は島崎委員と、安田委員でございます。それから、塚本委員におきましては、今のところまだご到着されておりません。現在の出席者は17名でございます。定足数を満たしておりますので、本会議は成立しております。</p> <p>それから、傍聴につきましては、今のところございません。</p>
会長	<p>それでは、配付資料について、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
区側	<p>それでは、資料のご確認をいたします。事前にお送りいたしました諮問事項が、資料番号の1番と2番になります。それから、本日、席上に配付いたしました資料3が前回の答申文、資料4が本日の諮問文です。その他として、座席表と名簿がございますので、ご確認をお願いします。不足等がありましたら、挙手でお知らせいただけますか。</p>
会長	<p>問題ございませんね。</p> <p>それでは、議事に入っていきたいと思えます。</p> <p>まず、諮問事項1「学童保育システムの更改等に伴う保守等の外部委託に係る個人情報の取扱いについて」です。</p> <p>ご説明をお願いしたいと思います。</p>

2 諮問事項

(1) 学童保育システムの更改等に伴う保守等の外部委託に係る個人情報の取扱いについて

区側	<p>(資料により説明) (約14分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問はございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>今日のこの諮問の内容ですけれども、資料1の項番の1、2、3までは既に決まったことで、今日の諮問の内容は、4の「外部委託業務」から先ということではよろしいでしょうか。</p>

	<p>では、その上で、バックアップについて確認させていただきたいんですけども、資料1-3で、真ん中あたりに(キ)で「バックアップ」とありまして、外部記録媒体に保存し、これを遠隔地で保管するということよろしいですか。</p>
区側	<p>情報課が管理しているテープといたしますか、それを週一で保育システムにバックアップして、それは職員がオペレーションしています、それを情報課に提出し、情報課が委託しているところに保管しているという内容でございます。</p>
委員	<p>その保管するのは遠隔地ですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>遠隔地までの輸送についてですけれども、資料1-10の第7条第1項、それから第3項に、施錠できる運搬箱等で収納するとか、あるいは3では保管庫に施錠保管しとありますので、バックアップの媒体の輸送ですとか、保管についても、同様に取り決めに特記仕様書に定めたほうがいいのではないかと思いますんですけども、これはいかがでしょうか。</p> <p>話が飛んでしまったかもしれないんですけども、資料1-9の特記仕様書の第7条は、甲と乙の間でのやりとりということですので。</p>
区側	<p>よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>今のご質問でございますけれども、実はテープでバックアップをとっているというのは、このシステムに限らず、いろんなシステムがございます。それを総合的に別契約でもって、しっかりと管理をとるという体制で契約を交わしておりますので、ここのシステムだけ別契約にはしていないという状況で、遠隔地に情報のやりとりをやっているという状況でございます。</p>
委員	<p>第7条は、このバックアップではなく、最初に個人情報を受け渡すときの授受について規定していると思うんですけども、最初にこの施錠保管を定めるのであれば、バックアップの運搬についても同様に、施錠保管を定めたほうがいいのではないかと趣旨なんですが、それは、別の契約に施錠保管が定められているということでしたら、それで結構ですけど。</p>
区側	<p>おっしゃるとおりでございます。別の契約、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうんですけども、データの遠隔地の保管については、別途の契約の中で取り交わさせていただいておりますので、その契約の中で、今、委員がおっしゃったような条件を担保させていただいているということでございます。</p>
委員	<p>しつこいようですけれども、具体的に2点だけ確認させてください。運搬中の施錠と、保管中の施錠と、両方とも、どちらも規定されているということよろしいですか。</p>
区側	<p>ええ、おっしゃるとおりでございます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

会長	<p>ありがとうございました。 ほかにございましょうか。</p>
委員	<p>今のご質問の一番初めで、今回の諮問の対象は資料1－3の4の「外部委託業務」についてというご回答があったんですけども、とすると、後ろの「特記仕様書」というのは、あくまでも学童保育システムに関する業務委託の特記仕様書になるのでしょうか。</p>
区側	<p>これは、この資料では新システムと言っていますが、保育と学童の、このシステムのネットワーク上で申しますと、資料1－8、このシステム全体を保守委託する場合の特記仕様書になります。</p>
委員	<p>そうだったんです。特記仕様書の中にマイナンバーの記載があるので、多分そういう形が。だから、新システムをつくって、それに今回の諮問の学童保育の部分と、それから従来やっていた保育システムと、この新システムでやりますよと、そういうことですね。</p>
区側	<p>はい。そうです。</p>
委員	<p>何を言いたいかという、諮問の対象があくまでも学童保育のシステムだけしか、業務しかなかったものですから、保育システム、略称ですけども、こちらのほうは28年2月にあったというんですけども、そのときに了承したシステムというのは、今度の新システムとは違うわけですよ。だから、諮問の対象とするところまでどうかと思うんですが、新システムでそちらも取り扱うので、この新システムはマイナンバーも使うシステムとして適切なんですよということと一緒にご報告いただいて、今回、それを我々が了解の上で、諮問事項に判断を下すと、こういう位置づけで整理されているのかどうか、そこだけ確認したかったんですが。</p>
区側	<p>では、広報課からお答えします。こちらをお諮りするときに、保育システムにつきましては、システムの更改はありますが、前回、28年2月にお諮りしたときと同等、またはそれ以上という、そちらのセキュリティは講じますので、今回の諮問事項とはいたしておりません。</p> <p>学童保育の保守委託は初めて出るものですので、今回初めてお諮りするということで、通常データの保守委託よりも、さらに高いセキュリティ、マイナンバーを取り扱う保育システムと同等のセキュリティを講じるので、通常データ保守等の委託より、より高いセキュリティが確保されるものということで、今回、お諮りしているものです。</p> <p>委員がおっしゃるとおり、今回、別のシステムになるとしたら、保育のほうもあわせて申し上げるべきではということで、そうした考え方もあるかと思うんですけども、庁内のさまざまなシステムにおきまして、メーカーが終了した場合等に新たなシステムに移す場合、そこで何かとりたてて、新しい個人情報を取り扱うことを始めるといった、そういうことがない場合は、通常ご報告は省略させていただいております。今回、通常の手続にのっとりたものでございますが、説明の中で、保育システムの更改及び特定個人情報も含めて、適正に取り扱われることをこの席上で知っていただければということで、資料にも少し記載しているところです。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>わかりました。そういうことで、私のほうで言いたかったのは、資料1－9の特記仕様書の</p>

	<p>中で、前文と第1条のところ、特定個人情報を取り扱うとなっていたものですから、今回は学童保育のほうでは特定個人情報は扱わないものですから、そのところをしっかりとご説明を、何でこれが入っているのかということをご説明いただければ、それを踏まえた上で、皆さんにご審議いただけるかなと、そういう趣旨で確認させていただいたということです。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>今の関係ですけれども、今回、委託をしてシステムを更改する対象は、新システムという中には、学童保育システムと保育システムが含まれているわけです。そういう意味では、マイナンバーも対象となるというのは、今のご質問と関係して、対象となると考えているんですけれども、その意味で、今、区側からご説明があったように、マイナンバーを取り扱うシステムと同等なセキュリティを講じるというお話ですけれども、その前提はマイナンバーを取り扱うということが、このトータルのシステムとしてあるわけなので、そのところははっきりとしておいたほうがよろしいと思うんです。</p> <p>そういう意味で、これを受託する事業者は、多分、同じなのか、また別なのかわかりませんが、そういう新しい事業者に委託をすることになるわけですね。保守も含めて委託をすることになるわけなので、システムの機能としては同じかもしれないけれども、新しいものをつくり上げるわけですので、それは新たな委託として、例えば人数的にいうと大した人数じゃありませんので、マイナンバーの取り扱いという意味では、PIAを基礎項目の評価だけでもいいと思うんですけれども、そういうこともほんとうにやっているのかどうかという部分も心配の点があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>はい、お願いします。</p>
区側	<p>広報課からご説明します。今、特定個人情報保護評価、マイナンバーを取り扱う際の業務ということでお尋ねいただきました。特定個人情報保護評価は、去年の今ごろの時期に皆様にご審議いただいたもので、新たな委託を始める場合や、内容に大きな変更があるマイナンバー取り扱い事務については、事前にどのような対策を講じるかをあらかじめ作成し、皆様の意見をお聞きして、公表した上で、業務に取り組み始めるという手順でございます。こちらの場合ですと、現在の保育所のシステムの事業者は引き続きになる可能性と、変更になる可能性があるのですが、変更になった場合は、特定個人情報保護評価の受託者欄、業務委託先という、そこが変更になるということで、変更したものを今後、公表していくこととなります。</p> <p>委託者の変更や、所属長の変更、そういった小さい点につきましては、軽微な変更ということで、この審議会には都度の報告はしておりませんので、仮に保育システム、マイナンバーを取り扱う委託先が変更になったとしても、現在、公表している特定個人情報保護評価で講じている特定個人情報保護の対策は、少なくともその水準は保つという、そこは担保されておりますので、ご安心いただければと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>ということは、今回、新たに統合システムになるわけですけれども、そこで特別な機能とか、ネットワークの構成が若干変わってくるとかということがあるわけですけど、その点に対しては、一応、リスク評価をして、特定個人情報保護評価書の見直しをするという理解でよろしいです</p>

	か。
区側	おっしゃるとおりでございます。今、委員がご指摘のとおり、リスク評価をきっちり行った上で、システム更改に取り組んでまいります。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかにございましょうか。 なければ、いろいろとご注意をいただきながら進めていただくということを提言して、決をとりたいと思います。 是とされる方、ご挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	全員です。
会長	よろしいですね。 ということで、諮問事項1は可決されました。 ありがとうございました。 続いて、諮問事項2に入っていきたいと思います。 「都道淡島通りと立体交差する区道への防犯カメラ設置に係る個人情報の取扱いについて」であります。 ご説明をお願いいたしたいと思います。

(2) 都道淡島通りと立体交差する区道への防犯カメラ設置に係る個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明)(約13分)
会長	どうもありがとうございました。 ご質問ございましょうか。
委員	都道と立体交差する区道における防犯カメラの設置及び運用基準の第5条の3番、「記録のために必要な関連機器は、一般通行人から容易に接触できないような位置に設置する」とあるんですが、この防犯カメラの記録装置の設置位置を見ると、比較的位置が低くて、「一般通行人から容易に接触できない」ということからすると、ちょっとどうなのかなと思うんですが、その辺の対策というか、その辺はお考えでしょうか。
区側	委員のご指摘のとおりでございます。資料2-4をごらんいただきたいと思います。資料4の一番下のところに、街路灯の分電盤が写ってございます。右の写真でございまして、確かに、委員おっしゃるとおり、手の届くところでございます。今現在フェンスで囲ってございまして、こちらのフェンスを加工いたしまして、まずフェンスを固定いたします。固定した上で、施錠をしまして、一般の方が容易に分電盤に近づけない対策を講じます。
会長	よろしいですね。

委員	はい。
会長	ほかにございますか。
委員	<p>この諮問の内容は、淡島通りと区道の立体交差のところですね。このほかに、区道と都道、あるいは区道と区道との立体交差かわからない部分もあるんですけども、こういう箇所は結構あちこちにあると思うんです。例えば鉄道の高架下に区道が走っている場合なんか。そうすると、今後、地域の住民から通行の安全確保を含めた、犯罪防止云々ということで設置が要求された場合にそれに応えていくのかどうか。要求に対してそれを認めるか認めないかという一つの設置基準ですね、こういう場合は設置を認めて設置をするこういう場合はしないという一つの基準を持ってやっていくのかどうなのか。その辺のことをひとつ説明していただきたいと思います。</p> <p>これを見ますと、淡島通りの立体交差の場合はこれでいいと思うんですけどもほかに出た場合は、そこでこういう取り扱いを決めてやっていくのか、その辺のことをちょっと。</p>
会長	お願いします。
区側	<p>委員のご指摘でございますが、今回、淡島通りのトンネルは、高さが2.9メートルとかなり低うございます。鉄道の下にも区道が走っておりますが、4.5メートルぐらいありまして、立体交差の下を人が容易に見通すことができると判断しております。今回、淡島通りの下が2.9メートルと低くて、例えば町会さんでつけられた防犯カメラがその付近にございますが、そのカメラの死角になって、高さの関係でトンネルの中が見通せないものですから、今回、地域の方々からの要望が出てまいりました。</p> <p>区としましては、見通せるところにつきましては、町会さん、商店会さん等で設置された防犯灯で十分に人の目のかわりになると考えてございます。今回につきましては、淡島通りのトンネルの形状から、目黒区で設置するに至ったということでございます。</p> <p>今後基準等を設けてやっていくのかという話でございますが、基本的には町会さん、商店会さん等で設置されている防犯カメラで十分であると考えてございます。ただ、状況によりまして、犯罪が多いとか、犯罪をもっと未然に防ぐべきところでございますとか、町会さんから犯罪の危険性があるとご相談をいただいたときは、そのときに判断してまいりたいと考えております。ただ、今現在は、区道に防犯カメラを設置する基準は設けてはございません。</p>
会長	よろしいですか。
委員	これを設置すると決める前に、目黒区内の区道と都道の立体交差、あるいは区道と区道の立体交差、そういうのは全部点検したんですか。点検してその必要はないということで、必要があるのはここだけだということでやったんですか。
区側	<p>全て点検はしてございませんが、道路法という法律がございまして、車とか緊急車両が通るために、車道の上下と申しますか、高さを4.5メートル以上確保しなければならないという基準がございまして、そういった基準がございまして、ほかの構造物は全部、その基準をクリアしてございまして、4.5メートルあれば、町会さん、商店会さん等で設置した防犯カメラで十分撮影できる場所ですが、今回の淡島通りにつきましては、過去の経緯まで調べてはございませ</p>

	せんが、今の形状からして、商店会さん、町会さん等につけられたカメラでは撮影の範囲に限界があるということで、判断した次第でございます。
会長	よろしいですか。
委員	そうすると、今後、そういう場所が見つかって、地域の住民の方から要望があれば、同じようにやるということですね。
区側	そうですね。
委員	全部点検していないということならば、今後、住民の人たちからそういう要望が出た場合には新たに設置基準を決めてやるということ。
区側	区のほうでの判断と、地域の方が毎日生活される判断というのは若干異なり、地域の方々のほうが暮らしの中でいろいろな危険を感じていらっしゃると思います。ですので、地域の方々から要望があればそのときはまた改めて検討してまいりたいと考えております。
会長	ありがとうございました。 ご質問ほかにごございましたらどうぞ。
委員	いいですか。資料2-5の管理体制のところですけども、防犯カメラの管理責任者は公園課長ということで、「業務を行う者を指定し」と書いてあるんですけども、これは業務を行う者というのは1人として考えていいのでしょうか。 その点が1点と、続いて2-6のところの「画像及び記録媒体の管理」ですけども、「保存期間は1週間程度」と書いてあるんですが、「程度」というのは1週間ということなんでしょうか。大体こうした防犯カメラの保存期間というのは1週間と考えていいのか、どうして1週間なのかというその基準と、どういう基準で考えられているのかということと。この後この文章を読んでいくと、「運用上必要があると防犯カメラ管理責任者が認めるときは、都市整備部長と協議の上保険期間を延長することができる」と書いてあるんですけども、運用上必要があると認めて、管理責任者が認めるときというのは一体どういうことが想定されるんでしょうか。その点です。
会長	3点ありましたけど、順次お答えください。
区側	3点ご質問をいただきました。まず、1点目でございますが、「防犯カメラに関する業務を行う者を指定し」は何名かというお尋ねでございますが、土木公園事務所の所長を指名いたします。所長が責任を持って、記録媒体を管理するということでございます。 2点目でございますが、「1週間程度」と、確かに「程度」とはどの程度なのかというご質問でございますが、記録する画像の精度によりまして、記録時間が変わってまいります。精度を上げれば上げるほど容量を使いますので短くなると。精度を落としますと長くなるんですが、そこは地形とかまちの状態によりまして判断してまいりたいので、運用基準では「程度」ということで使っております。 3点目の「延長することができる」、これは例えばの話ですが、犯罪等が起きて、画像の記録は容量がいっぱいになりますと上書きしていくんですが、その期間中に犯罪等があった場合、

	<p>その画像を上書きすると消えてしまいますので、長くしなければいけないという事態が生じたときは、都市整備部長に判断を仰いで期間を延長する。あまりそういった事例はないかと思いますが、万が一ということを考えまして、上書きされないように延ばすということでございます。</p>
委員	<p>基本的には犯罪というか、そういうときに延長することが想定されることだろうということですね。</p>
区側	<p>今の想定ではその配慮をしております。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>言葉の点でお伺いしたいと思っておりますが、2-6の7条のところで、運用基準の案です。ここに「画像又はこれを複製し、若しくは印刷したもの（以下「画像情報」という。）は、犯罪等に係る証拠資料の収集、分析及び原因究明以外の目的で、利用又は他への提供をしてはならない。」となっているから、こういう目的で使われるんだらうということがわかるわけですが、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。」となっていて、1のところは、犯罪等について、法令に基づき裁判所などが例えば令状を出すとか、そういうときに使われるということで、これは前に書かれていることと、この（1）は、「ただし」じゃなくて、それを具体化した事柄ではないかと思うので、この続きがおかしいのでここは訂正していただきたいということです。</p> <p>それから、その次の「犯罪等に起因する」も、犯罪とかかわるということなので、このつながりがおかしいと思うんですが、この2に関しては、犯罪だけではないというようなこともあるのではないかと。つまり、犯罪とははっきり言われない場合でも、施設管理から何か要求があったときということの意味しているんじゃないかと思うので、この書き方を変えたほうがいいかと。</p> <p>それから3番目ですが、「区民等の生命、身体、健康、財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」というのは想像ができないです。どういようなときにこれを求められるのか。私たちの市民の生活とかかわることで、どのような事態のときにこの画像が使われるのかということはいくぶん具体的にわかるような、どんなことを想定しているのかがわかるようであってほしいと思いますので、この点もお伺いしたいと思います。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>2点、ご質問をいただきました。まず、1点目の第7条の文章と、括弧書きの文章のつながりでございますが、委員ご指摘のとおりでございますので、こちらの文章の内容を精査してまいります。</p> <p>2点目でございますが、7条の（3）、どういった場合が想定されるのかということでございます。例えば大地震が起きて、よく海外でございますが、物を盗んでいくような、お店から略奪というんでしょうか、極端なお話をしていますが、そういったことを想定しております。</p>
区側	<p>補足いたします。こちらの（3）が漠然としていて、具体的にどのような場面か想像できないということですが、こちらは、個人情報保護条例の第15条で外部提供の制限とありまし</p>

	<p>て、そちらの2項の第2号に、「区民の生命、健康若しくは財産に対する危険を避け、又は児童虐待を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」という、条例でそのような規定があるので、個別具体的に、この区道を通る人にどのようなというのではなくて、条例の15条2項2号の部分そのまま転記したということです。区のほうでこういう事態を想定してということで盛り込んだものではないのですが、条例と整合性をとる形ということで、記載しているものでございます。</p> <p>あと、こちらの7条の表現につきましては、後で事務局などもあわせて見直しを行いたいと思います。どうもありがとうございます。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ほかに。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>1点だけ。基準案についてですけれども、都市整備部長って、誰なんだろうということがわからなくて、役所のフローとして、業務の中で部長に報告するというのは大変よくわかるんですけど、基準の中で、例えば管理責任者はみどりと公園課長だと思うんですけども、なのに、都市整備部長と協議しなきゃいけないとか、あと年度末に報告しなきゃいけないというのがあって、都市整備部長が特に位置づけられていないんですけども、ただ、重要な役割なんだろうというような人物として登場しているの、ここはどういう位置づけなのかというところを確認しておきたいんですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>委員ご指摘のとおり、都市整備部長の位置づけがないまま、部長の名前が出ております。組織としましては、部長の指示のもとに、その部の事務を行っているわけでございますので、その部の責任者である部長が最終判断をするという記載でございます。</p>
区側	<p>それと、情報セキュリティの統括責任者が部長でございますので、そちらの答えのほうで委員のご質問に近いのかもしれませんが。ということで、都市整備部長となります。</p>
区側	<p>補足です。今、さまざまなご質問をいただいて、表現に至らないところもあるようですので、先ほどの7条、それから都市整備部長の位置づけ、定義、そういったこともこの文案を改めるのに参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>あと、ございましょうか。はい。</p>
委員	<p>今回、この諮問は都市整備部からの諮問だと思うんですけども、都市整備部内で管理するカメラについては共通のルールがあるのかもしれないですが、ほかの部でもカメラを管理、運用している部門があるかと思うんですが、目黒区全体として、防犯カメラの個人情報の保護に関する共通的な基準というか、ルールというか、そういったものはないんでしょうか。</p>
区側	<p>広報課からお答えします。</p> <p>まさに、今おっしゃられたような基準というのは、全庁統一のものがございまして、「区有施</p>

設における防犯カメラの設置運用マニュアル」ということで、平成19年度に定めているものがございます。区有施設に防犯カメラを設置する場合は、この基準に従って設置をしております。

区の施設に設置する場合は、この審議会に一つ一つお諮りはしておりませんで、この基準にのっとり、事業の目的の範囲、施設設置の目的の範囲内で、施設を適正に管理するという観点でしっかり定めた個人情報保護の観点で設置をして、管理をしているものです。

今回、なぜこの審議会に区道につけるカメラを諮問したかと申しますと、通常、区有施設ですと区民の方が何々をしたいからあの施設に行くという、施設の利用目的でその施設に出かけて、入り口のところに防犯カメラ作動中という、管理者の名前も書いてあるので、区民の方は収集に同意したとみなされる。その施設に立ち入ることで、その施設に入るときは防犯カメラが私の映像を映す。私はそれに了解するので、区有施設に立ち入って目的を果たすという、そういう観点で、本人外収集ではなくて本人が同意した収集とみなしてこの基準に基づいて設置しているものです。

今回お諮りしたのは本人外収集ということで、それは区道を通行なさる方が、区道という区有施設を利用しようという目的ではなくて何かの目的があったたまたま区道を通った。自分は別に区道を使う目的ではないけど、その時点で自分の個人情報が収集されるということで、管理者の名前や防犯カメラ作動中ということはもちろん表示はするのですけれども、区有施設を利用するという目的ではないにもかかわらず、そこを通ったときは収集されるという、そのことがありますので、本人外収集という9条の観点から、今回は諮問させていただいているものです。

ですので、お尋ねの区有施設全般の考え方というものは既に定めたものがありまして、区有施設内のカメラの設置、運用は全て適正に行われておりますのでご安心ください。

あと本日の資料の2-1に、「経緯」の上から4行目、防犯カメラの設置で、「町会、自治会、商店会等が設置主体となり」という、こちらが設置を行っていただくときは区から補助金を出すのですけれども、その補助金を補助する基準の中に区のこういった基準に準じたもので個人情報の保護をしていただく、維持管理を適正に行っていただくという、そういう条件のもとに補助を行っておりますので、町会、自治会が勝手につけているわけではなくて、区と同等、あるいはそれに近い個人情報の保護を意識して設置をされているというそういったものでございますが、お答えになりましたでしょうか。

委員

はい、わかりました。わかったんですけども、今伺った話でまた別の疑問が生じまして、本件は本人外収集であると。そうしますと本人外収集は例外的なものなので個別具体的にこれだけ諮問、そういうことですよ。こういうものはあまりないんですね、基本的に本人外収集というのは。

区側

そうですね。

委員

これはもう、具体的にこれだけ考えたほうがいいということなんですね。言わずもがなですが、本人外収集でないそちらの基準にはこれはのっとりしているわけですね。

区側

はい。

委員

そちらと矛盾があったりは、あるいはそっちに載ってるけどこっちに載っていないみたいな

	<p>ことはないわけですね。</p>
区側	<p>こちらは区が直接管理するカメラですので、こちらを踏まえつつ、こちらに盛り込まれていない東京都に提供する場合があるということ、あと、区道という性質上、必ずしも本人同意とは言い切れないという、その2点がありますので今回お諮りしたということです。</p>
委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>あと、何かありませんでしたっけ。</p>
委員	<p>今のご説明でわかりましたので。ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、このくらいでよろしいでしょうか。 よろしければ、決をとりたいと思います。 諮問に賛成とされる方、ご挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>全員賛成ということで。</p>
会長	<p>これで、今日の諮問事項は終わりました。</p>

### 3 その他

会長	<p>事務局から何かご発言はございますでしょうか。</p>
区側	<p>(次回開催予定等について伝達)</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。 以上をもちまして、終わりたいと思います。</p>

以 上